

建築物飲料水貯水槽清掃業（5号）

受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

必要書類（各2部）

一部はコピーでよい（松山市で保管用）

登録手数料……35,000円（県証紙）

・登録申請書〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。
登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。
代表者の住所も記入すること。

・設備・機器名簿〔様式第2号〕（例あり）

揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、
防水型照明器具、色度計、濁度計、残留塩素測定器

一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入。
機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

・監督者等名簿〔様式第3号〕（例あり）

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

・研修実施状況〔様式第4号〕（例あり）

1. 「貯水槽の掃除方法」
2. 「塗装方法及び消毒方法」
3. 「貯水槽清掃作業の安全と衛生」

様式第5-1号の作業班全員が研修を受けること。
対象者と参加者数は同じにすること。
パートやアルバイトの職員は（）内に区別して記入

上記の「研修項目」と実施時間を記入。研修は数日に分けて実施してもよい。
新規登録は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成
再登録は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

・作業実施方法〔様式第5-1、5-2号〕

1. 「作業工程」（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む）
2. 「使用する塩素剤の名称及び使用方法」
3. 「機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法」
4. 「機械器具等の点検の方法」
5. 「保管庫の管理責任者の氏名」
6. 「従事者の検便等の時期及び検査機関」
7. 「作業報告作成の手順」

①「項目名」とその詳細な内容を記入。
（別紙添付も可）

②機械器具は、様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号）を遵守します。』の一文を最後に記入すること！（内容は添付資料を参考）

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入

・機械器具の写真

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。
機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

・保管庫の概要（例あり）

周辺の地図、保管庫と営業所の関係図、構造及び器具の配置図（裏面の条件を満たすこと。）
図面の施錠箇所を矢印で「施錠あり」と記入すること。

・監督者に関する書類

貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し、又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し
修了証書は講習後6年以内、又は再講習後6年以内のもの。
新規登録時に衛生管理技術者だった者が再登録する際は、免状の写しと修了証書の写しが必要。
原本は営業所に保管しておくこと。

・社名、代表者等が確認できる書類

現在事項全部証明

<研修の基準>

- ① 従事者のすべてが受講できるものであること。
- ② 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③ その内容が業務の安全及び衛生に関するものであること。
- ③ その指導に当たるものが、③の指導するのに適当と認められる者であること

指導者：貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻度：作業に従事する者全員が原則年1回以上受けられること。
(一斉に実施するものでなくてもよい。)

<保管庫の基準>

機械器具の専用の保管庫とは、基本的に以下の要件を満たしているものをいう。
清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。

- ① 機械器具等に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっている場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれのないようになっていること。
- ⑤ 施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み下ろしが複雑な場合は、次の要件を満たしている場合には認められる。

- ① 上記の①～③の要件を満たしていること。
- ② 自動車は貯水槽清掃業専用であって、他の用途に用いないこと。
- ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

<飲料水の貯水槽の清掃作業及び機械器具その他の設備の維持管理基準>

- 一 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 二 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗淨等により除去し、洗淨を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 三 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立入らないこと。
- 四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

	項 目	基 準
一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は 100 万分の 0.2 以上。 結合残留塩素の場合は 100 万分の 1.5 以上。
二	色 度	5度以下であること。
三	濁 度	2度以下であること。
四	臭 気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- 五 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。